

期日報告書②

平成26年10月31日

函館市 御中

さくら共同法律事務所

弁護士 河合 弘 之

外10名



拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

1 期日 平成26年10月29日（水曜日）午後3時00分

東京地方裁判所103号法廷

第2回口頭弁論期日

2 出席者 当方：弁護団10名

相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席

3 今回の訴訟活動

（1）主張・証拠関係

当 方：平成26年9月30日付け第2準備書面 陳述

平成26年10月29日付け求釈明書 陳述

甲第3号証～甲第10号証 提出

（但し、正式な提出は次回期日以降に行うこととなります。）

平成26年9月30日付け証拠説明書（2） 提出

相手方（被告国）：特になし

相手方（被告電源開発）：平成26年9月30日付け準備書面1 陳述

4 期日の経過

まず原告代理人中野弁護士が、第2準備書面の内容、具体的には法律上の争訟性や原告適格に関する原告の主張について説明をプレゼン資料を用いて行いました。その後、原告代理人河合弁護士が、当方が被告電源開発提出の準備書面（1）に対して提出した求釈明書について、内容の説明を行いました。

次に裁判所は、証拠の提出方法について、以下の通り意見を述べ、これに対して各当事者は、次回期日までに意見を述べたいと回答しました。

A号証：法的論点に関する文献（裁判例含む。）

B号証：施設関連に関する書証

C号証：立地関連に関する書証

D号証：損害に関する書証

E号証：その他

次に裁判所は、各当事者に対して、次回期日までに、以下の点を準備するように指示しました。

当方：被告電源開発提出の準備書面（1）に対する認否・反論

被告国：当方提出の第2準備書面に対する認否・反論

被告電源開発：当方提出の求釈明書を踏まえた主張の補充

裁判所の指示を受けて被告国は、当方に対して、前回期日で言及していた学者の意見書を提出する用意があるか質問しました。これに対して当方は、現在意見書の準備を進めており、期限は確定できないがいずれ提出する予定である旨回答しました。

以上を整理した上で裁判所は、書面の提出期限を平成26年12月18日、次回期日を平成26年12月25日と指定して、本期日は終了しました。

5 次回期日

日時 平成26年12月25日（水曜日）午後3時00分開始

場所 東京地方裁判所103号法廷

第3回口頭弁論期日

*次回口頭弁論期日後に、第2回進行協議期日が開かれる予定です。

以上